

全国物価統計調査規則を廃止する省令案の概要について

1 廃止の概要

全国物価統計調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）の規定に基づく基幹統計調査として、全国物価統計調査規則（昭和 57 年総理府令第 33 号）の定めるところにより、国民の消費生活上重要な支出の対象となる商品の販売価格及びサービスの料金並びにこれらを取り扱う事業所を調査し、地域別、事業所の形態別等の物価に関する基礎資料を得ることを目的とし実施するものです。

これまで、本調査は 5 年ごとに実施され、物価の構造について把握してきましたが、近年、消費・流通構造の変化が加速する中で、5 年周期の統計では物価の構造分析に関する要望・ニーズに十分に答えることが困難な状況となってきたこと等を踏まえ、本調査を発展的に見直し、本調査で把握する調査内容を小売物価統計調査（基幹統計調査）に取り込み、本調査を中止することとします。

本件は、この中止に伴い、全国物価統計調査規則を廃止するために、必要となる省令を定めるものです。

2 今後のスケジュール（予定）

公布日：平成 24 年 6 月

施行日：公布日と同日に施行